北海道保険医新聞

発行所・北海道保険医会
〒060-0042
札幌市中央区大通西６丁目
北海道医師会館３Ｆ
TEL.(011)231-6281
FAX.(011)231-6283
編集発行人 加藤 康夫
●毎月５・20日発行
●定価１部〒共120円
●郵便振替 02790-3-20354
(会員の購読料は、会費に含まれています。)
Eメール info@h-hokenikai.com
本会のホームページアドレス
http://h-hokenikai.com/
是非ご覧ください

本号は、未入会の先生にもお送りしています

WEBを活用しさらに充実したサービスの提供を
コロナ禍だからこそ保険医会に

本会ではコロナ禍でも会員サービスの維持・向上に向け、昨年度からWEBを積極活用した事業の見直しを進めております。特に診療報酬対策や医業経営対策などの各種研修、セミナー事業では、リモート化を進め好評を頂きました。また、福利厚生事業もさらに充実させ、会員の皆様の日常診療のサポートに努めております。2021年度を迎え、コロナ禍だからこそ頼りになる保険医会を目指し、今年度も活動を展開していきます。

新型コロナウイルスの感染拡大の影響で、各団体で事業の中止、延期が相次ぎました。特に診療報酬改定では道厚生局の集団指導（点数説明会）が中止となり、情報不足のまま各医療機関では対応を余儀なくされております。そうした中、本会の医科では全国保険医団体連合会（保団連）の新点数検討会の動画を会員に配信、歯科でも「改定の再整理」をテーマにした研修会をZoomを使用し開催するなど、請求事務の円滑化が図られるよう情報提供に努めました。さらに歯科では、歯科外来診療環境体制加算や院内感染防止対策などの研修会も初めてオンラインで開催し、施設基準の届出に支障を来さないよう対応しております。遠隔地からも場所を選ばず参加できる利便性を生かし、今年度も引き続き工夫を凝らした企画を考えておりますのでご期待下さい。

また、定期開催している「開業医のための実務セミナー」もオンライン化に取り組みました。昨年度は「労務管理」「医業経営」「ハラスメント対策」のテーマで専門家を招き内容を充実させるとともに、例年よりも回数を増やして開催し、会員には全て無償で視聴頂いております。コロナ禍においても、法改正や制度改変への対応は待ったなしです。欲しい情報を迅速に適確にお届け出来るよう検討を重ねております。

充実した福利厚生事業

新型コロナウイルス感染への備えもサポートしております。

昨年子会社として設立した「合同会社保険医サポート北海道」では、コロナ感染に伴う休業リスクに備えた火災保険の取り扱いを始め多くの反響を頂きました。また、団体所得補償保険は保団連の団体扱いとなるため有利な保険料でご加入頂けます。本会の休業保障、保険医年金、団体定期保険と組み合わせたライフプランが設計でき、ワンストップで手続きが可能になります。その他、自動車の買取斡旋、業務用電化製品の紹介など幅広く事業展開を始めております。さらに、大阪府保険医協同組合との提携で、特別価格で医薬品、日用品等が協同購入できるM&Dネットも好評です。こうした「会員ならではの特典」も数々用意されております。

コロナ禍による医業経営は大変厳しい状況が続いておりますが、皆様の日常診療をバックアップするため、こうした各種サービスを提供しておりますので、積極的に利用頂きこの難局を乗り切って頂ければと存じます。

未入会の先生方にはこの機会に是非ご入会の検討をお願い致します。

ご入会いただきともに乗り越えましょう

一般社団法人　北海道保険医会
会長　加藤 康夫

保険医の皆様におかれましては、地域での診療に日々奮闘されていることと存じます。本号は未入会の保険医の先生にも送付させていただきました。

昨年12月で創立70周年を迎えた本会は、設立当時30名だった会員数も、3,300名を超す大所帯となり、道内17支部では各々の活動・交流を深め、医科歯科一体の医療団体として発展してきました。

本会は「保険医療の改善と保険医の生活安定をめざすこと」を目的に活動しています。依然として猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症の影響についても、いち早くアンケート調査を実施し、結果はNHKをはじめマスメディアで大きく取り上げられました。調査結果をもとに、感染防護具の確保、PCR検査の拡充、医療機関に対する財政支援などを国、道に要請し、実現の力となっています。

また、刻々と変化する状況の中で、本会は「診療報酬の臨時的な取扱い」や「国・自治体が行っている支援事業」などを、本機関紙やホームページなどを通じて情報発信し、会員の先生方のサポートに努めてきました。道民に対しては、医科歯科の受診を控えることのないように、北海道新聞にメッセージ広告を掲載しました。政府が実施している「感染拡大防止等支援事業」についても事業の継続や、柔軟な対応を求めています。

これらのほか、目的達成のため様々な活動を講じており、今回、共済事業の拡大の一環として損保商品の取扱い等を行う「合同会社保険医サポート北海道」を立ち上げ、多くの方に好評のもとご活用いただいております。

私たち保険医は、如何なる場合においても道民の健康を守っていかなければなりません。今後も、安心して充実した医療を行えるように保険医のための活動を続けてまいります。ともに困難な時代を乗り越えましょう。

未入会の先生は、この機会に是非ご入会をいただき、まだ入会されていない先生をご存知の会員の先生方にはご入会を勧めてくださるようお願い致します。

保険医会と一緒に会員を支えます！

合同会社　保険医サポート北海道

2020年6月に北海道保険医会の指定代理店（三井住友海上火災保険取り扱い代理店）として、保険医会が100%出資の子会社を設立しました。

現在は、3つの損保商品をメインに取り扱っています。この他、三井住友海上火災保険の商品の取り扱いも可能です。斡旋事業につきましては北海道保険医新聞に広告を同封し、会員限定でメリットある商品のご紹介を行なっております。

北海道保険医会と連携して、安心して診療を行えるよう会員のみなさまをサポートしていきます。ぜひご活用ください。

取扱い保険
- 団体所得補償保険（2020年6月より）
  ※団体割引15%適用
- ビジネスキーパー（2020年12月より）
- サイバープロテクター（2021年2月より）

斡旋事業
- ㈱JCM（車買取）
- ㈱クレド（UVCエアクリーンmanager®）

お問い合わせ・資料請求：TEL FAX 011-252-7150

千里眼

3月よりオンライン資格確認が開始された。マイナンバーカードを保険証として利用し過誤請求がなくなる、事務負担が図られるなどの利点が強調されているが、高齢者には操作が困難であり、セキュリティや紛失等多くの問題を抱えたままの開始である▼もう一つのオンラインとしてオンライン診療が2018年より導入されているが、昨年4月より新型コロナ感染拡大防止目的に電話や情報通信機器を用いた診療が感染収束まで時限的・特例的に初診より認められ、オンライン診療料とは別の診療報酬設定がなされた▼しかしながら、昨年10月に突然田村厚労、平井デジタル改革担当、河野規制改革担当大臣によって新型コロナ感染収束後も初診よりオンライン診療の原則解禁が合意された▼広域な北海道は専門医等の医療資源が限られ、現在のオンライン診療の要件の緩和が必要となる地域もある。しかしデジタル化、患者の利便性のみを重視したオンライン診療の安易な初診からの導入は、重症化や隠れた疾患の見逃しの危険性があり、中医協等で時間をかけた慎重な検討が必要である。（YI）

解説

診療体制の早急な再構築を求める

「新型コロナウイルス感染症の診療実態」アンケート調査

新型コロナウイルス感染症は未だ終息には程遠い状態にある。国は疑似症例や退院可能な回復期患者の診療に、民間病院や診療所の協力を強く求めているが、実際の各医療機関の対応状況は明らかではない。現時点での診療実態を調べるために本会は2月に医科会員へアンケート調査を行い、121件の回答を得たので報告する。

回答した医療機関は診療所が85・1％を占め、医師の年齢層は91・7％が50歳以上だった。一般内科は48・8％と半分近くを占めており、また、地域別では札幌市内の医療機関が45・5％だった。

発熱患者の診療

回答した52・9％の医療機関が発熱患者の診療を実際に実施しており、診療科を一般内科に限ると79・7％が対応していた図1。検査を実施している医療機関は全体の34・7％あった。そのうち抗原検査とPCR検査の両方を実施は20・7％、抗原検査のみ実施は7・4％、PCR検査のみ実施は6・6％だった図2。発熱患者を診療している約4割の医療機関は新型コロナウイルス感染症の検査を行う事なく発熱患者の診療をしていた。

行政検査を担う発熱外来の登録は30・6％に止まっており、一般内科に限っても50％以下だった図3。発熱患者を診療しているにもかかわらず、発熱外来の登録をしていない医療機関が多いことがわかる。登録しない理由として、第一は院内感染を、次に風評被害が挙げられていた。他には導線・時間の分離が困難であることや、個人診療所では院内が狭いためゾーニングができない、玄関が一つのため発熱患者のトリアージが困難との意見が寄せられた。

また、発熱患者の診療についてはPCR検査を必要としないとした医療機関が28・1％あり、診療後に疑わしい症例だけを検査医療機関にまわしているようだ図4。

防護服が入手困難と訴えた医療機関は28・9％と、必要な防護服の入手が困難であることも検査を実施する際の障壁となっているようだ図5。しかし、新型コロナウイルス感染症患者の診療をできると答えた医療機関は2割を超えており、確定診断だけでなく、在宅療養や宿泊療養患者の診療が可能との返答もあった。

医療機関の連携

新型コロナウイルス感染症の診療において他の医療機関と連携ができていないとの回答が38％もあった。札幌市に限定すると53％に上る図6。札幌市では専門医療に特化している医療機関が多いこともあるのか、感染症への対応や通常診療の役割分担が機能していないと感じている医療機関が他の地域より多いようだ。

◇◇◇

新型コロナウイルス感染症の診療が始まって一年が経過した今もなお、一貫した対応ができておらず、発熱患者の初期対応や医療機関間の連携が不十分であることがうかがわれた。政府の緊急事態宣言により感染患者数が地域によっては沈静化の傾向にあるが、油断できない状況には変わらない。このままでは緊急事態宣言の解除後、再び感染が拡大した際、現状の医療提供体制のままでは再び混乱する。

感染の流行が沈静化している今の時期こそ、初期治療を担う一次医療機関の再整備や医療機関同士の連携体制を再検討し、行政とさらに円滑な協力関係を築くことが必要と考える。

新型コロナウイルス感染症の診療に対する意見（一部）

- 緊急事態なので専門を超えて診療することが必要である
- 風邪の診療をしていた医師は発熱患者の診療をすべきである
- 陽性者と家族をパッケージで診るシステムができないのか
- 唾液PCR検査は安全な検査なのでもっと多くの医療機関で実施すべき
- 感染は拡大しているので2類相当から5類にすべき
- 疑似症の患者の受け入れ病院の確保も必要
- 一般診療の減収に対する補填が必要

図1 発熱患者の診療を

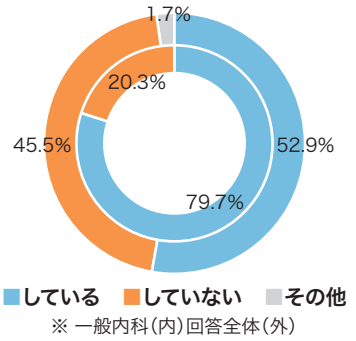

※ 一般内科（内）回答全体（外）

図3 発熱外来の登録

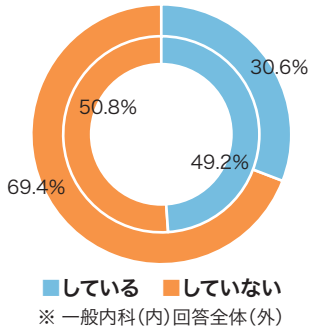

※ 一般内科（内）回答全体（外）

図5 感染対策の防御衣等は足りていますか

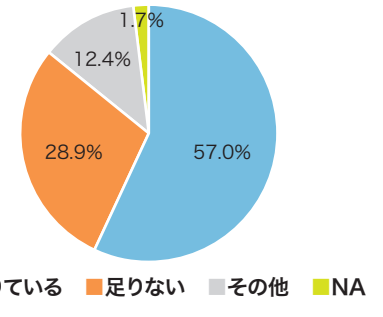

図2 コロナ検査を行っているか

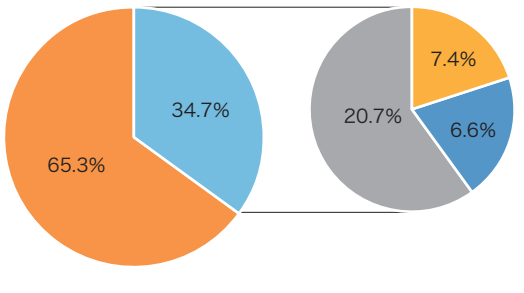

図4 発熱患者の診療にPCR検査は必要と思いますか

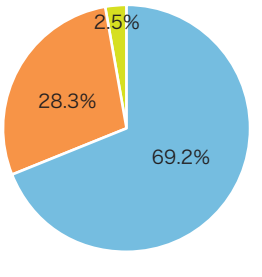

図6 他の医療機関と連携について

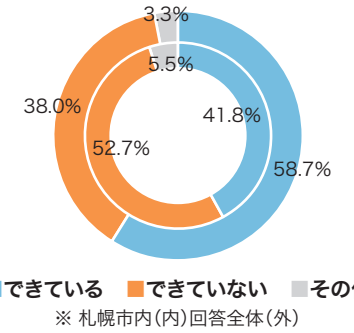

※ 札幌市内（内）回答全体（外）

入会案内

保険医会をご活用ください

組織部　部長　伴　宰子

北海道保険医会は、保険医の日常診療・経営・生活を様々な面からバックアップする「母親」のような存在です。

日々の診療でお困りの際は、ご連絡いただければ保険点数や査定・減点の他、請求方法のご相談に応じております。先生だけでなく、スタッフからも大変好評です。診療報酬改定の年には、「新点数検討会」や研修会を行い、テキストの無料配布や廉価販売を行っています。とくに歯科では、施設基準の要件とされる各種研修会なども開催し、会員の届出医療への支援も実施しています。

医科・歯科ともに保険診療にまつわる講習会を定期的に企画・開催しており、スタッフのスキルアップの場としてもご活用いただいております。保険診療関連のみならず、経営・労務管理の研修会などの実務セミナーや家族も参加のワインと料理を楽しむ会やボウリング・キャンプなどの文化・スポーツ行事も開催しています。

昨年度は新型コロナウイルスの影響により、残念ながら一部講演会や行事は縮小となりましたが、ウェブを活用した講演会や、録画配信などでかたちを変えて開催し、好評のもと全道から多数の参加をいただいております。

また共済制度も充実しており、高い利率の「保険医年金」、割安な保険料で加入できる「団体定期（グループ）保険」、万一の時の「保険医休業保障共済保険」やご家族・従業員の福利厚生に活用可能な「団体所得補償保険」などによる生活のサポートも行っています。詳細は本号同封のパンフレットをご覧ください。

事務局は、迅速に親切に対応する優秀なスタッフばかりです。開業したばかりの先生はもちろん、経験豊富な未加入の先生も是非ご入会ください。

会員訪問 124

患者、スタッフ、自分によく

萩原　淳 先生

はぎわら歯科クリニック　芦別市

略歴

芦別市出身。北海道大学歯学部に入学、北海道大学第一保存科、札幌市内の歯科医院を経て平成7年に開業。

―入会した理由は

岩見沢市で行われた保険の講習会に参加し、質問事項に的確に答えて下さり好感を得たことが入会の理由です。また多彩な催し物が主催されていることにも惹かれました。

―ご専門は

大学卒業後は第一保存科にて主に保存修復学、大学院では高齢者歯科学を学びました。現在、芦別市は高齢者が多いことから、日本老年歯科医学会、摂食嚥下リハビリテーション学会、日本口腔ケア学会にも属しています。

―開業した動機・目的は

生まれ故郷の芦別に戻りたかったことと、娘を自然豊かな環境で育てたかったからです。

―診療で心がけていること

じっくりと仕事をしたいと思っています。自分で出来ないことは専門医(特に口腔外科分野)に任せるようにしています。高齢者が多く持病を抱えている患者さんが多いので医師・ケアマネージャー等、他の職種方との連携を心がけています。

―目指す医院像は

年齢が若いときは“いけいけ”のところがありましたが、この頃は体力的に無理しない範囲で「患者さんにもよく、スタッフにもよく、自分もよい」歯科医院を目指しています。

―ご家族は

妻と娘の3人家族です。妻は歯科衛生士として歯科医院を手伝って貰っています。娘は獣医師を目指して大学にて勉強中です。

―ご趣味は

雪のない季節はゴルフとウォーキングを楽しんでいます。また、娘が道外に住んでいて手がかからないので妻と二人であちらこちら旅行や美術館めぐりをするようになりました。

―今後の目標について

歯科の開業医は自分で定年を決められますので、70歳まで仕事をしたいと思っています。

―これからも患者さん、スタッフ、先生にとってよい歯科医院を目指し、ご活躍いただきたいです。

(聞き手　事務局田中)

支部だより 124

東京モノレール譚

帯広・十勝支部　畑山直之

私は生まれてから道外に住んだことがないので「東京に行く」というだけでなんだか胸が躍るわけですが、今般のコロナウイルス感染症の影響でなかなか行けずにいます。

おそらくほとんどの先生方は、東京に行く際は飛行機を利用すると思いますが、羽田空港に到着して、どのように都心へアプローチするでしょうか。ほとんどの先生は京急か東京モノレールかのどちらかを利用されているのではないかと思います。かく言う私は、断然東京モノレール派です。

私のような田舎者にとって、ビルの間を縫うように進むモノレールは、近未来で洗練された都会のイメージにぴったりなわけです。近未来といいつつも、東京モノレールの開業は、前の東京オリンピックの年、つまり私の生まれた年のピッタリ1年後なので、決して新しいものではないのですが、それでもSFのような心踊る何かが東京モノレールにはあると勝手に思っています。

個人的なおすすめポイントは、車窓でいえば首都高速1号羽田線と並走しているところでしょうか。首都高ならではの交通量を横目に都心へ、或いは空港へ向かう情景は、東京モノレールならではのものです。また、跨座式モノレールならではの安定感や、アルヴェーグ式ならではの外観のスタイリッシュさも魅力の一つです。

羽田空港から品川や横浜方面に向かわれる先生方は、京急の方が便利ですから、あまり乗車されないかもしれませんが、たまには気分転換に東京モノレールを利用してみてはいかがでしょうか。

実務セミナー　ハラスメント編

誰もが働きやすい社会を目指して

3月15日、講師に弁護士の須田布美子氏(須田布美子法律事務所)を迎え「ハラスメントのない社会を目指して」と題しオンラインセミナーを開催、36人が参加した。

講師は職場のハラスメントを「心の健康を害し、職場風土を悪化させ、企業損失になる」と説明。中でも性的指向や性自認に関する偏見・差別に基づく言動「SOGIハラスメント」についても知っておく必要があるとした。また最も相談が多く寄せられる「パワーハラスメント」については、労働施策総合推進法の改正により、昨年6月1日から職場のパワハラ防止措置が事業主の義務になっていることを紹介した(中小企業は2022年4月開始)。

最後に「立場・性別問わず働きやすい環境を作るために、社会や法律が変化してきている。SOGIハラ・パワハラの様に、時代に合った知識と認識が求められており、職場などでの対応を今一度考えてほしい」と締めくくった。

参加者からは「大変ためになった」「自分の常識だけではハラスメントに対応できないことがわかった」という声が聞かれ、大変盛会だった。

読後感

友情　平尾誠二と山中伸弥「最後の約束」

山中伸弥、平尾誠二・恵子著　講談社

本書では2016年、癌で他界されたラグビー界のレジェンド平尾誠二氏と、闘病中の彼を支え続けたご存じノーベル賞科学者山中伸弥氏という全く異なる分野の超一流の二人の出会いから別れまでが描かれています。

40代後半ともなると交友関係は広がっても、両者のように友情と呼べるまで深い付き合いができるような出会いはなかなか難しいと思います。

しかしそれが可能だったのも二人の人間性の素晴らしさゆえなのでしょう。二人の出会いから別れまでは6年程度で、人生80年と考えるのならその期間は非常に短いと言えるのでしょうが、人と人の絆は長さでは推し量れないと改めて思わせてくれる一冊です。死の間際にあって全幅の信頼を寄せる二人の姿に心を打たれます。

(A・H)

歯科部だより

第12回歯科部担当理事会(3月10日)

〈主な協議・検討事項〉

①次年度準備について

・2021年度歯科部予算要求案、活動方針案、2020年度活動報告案について検討した。

②その他

・(保団連)「歯科技工士問題を考える国内集会」取り組みについて

・(保団連)「歯科点数早見表2021年4月版」発行について

・(保団連)歯科会員アンケートについて

・(保団連)歯科署名チラシおよびリーフ案について

・(4／5号)「歯科保険診療研究」原稿の確認

※次回第1回歯科部担当理事会…4月14日(水)午後7時

医科　書籍案内

複雑な「在宅医療」点数をわかりやすく解説!

在宅医療点数の手引

― 診療報酬と介護報酬を ―　2020年度 改訂版

豊富な請求事例とQ&Aを掲載し、初めて在宅医療に取り組む方のために、算定イメージや具体的な請求事例に加え、在宅医療と介護報酬を併せて請求する場合のレセプト事例も紹介しています。

各地域の在宅医療の最前線でご活躍されている、或いはこれから在宅医療に取り組まれる医療機関の先生は、ぜひご精読いただきたい1冊です。

会員価格 3,500円(税込・送料別)

お申し込み・お問い合わせは、本会事務局まで TEL 011-231-6281 FAX 011-231-6283

歯科 保険診療研究

4月からの改定事項（介護報酬改定、コロナ特例ほか）

令和３年度介護報酬改定の概要と、４月以降のコロナ特例等の診療報酬の改定について、歯科に関するものについて以下に挙げる。

1．介護報酬改定

●改定率

・＋0.70％
・うち、新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的評価0.05％（2021年９月末まで）

●居宅療養管理指導費

【歯科医師による居宅療養管理指導費（月２回まで）】

算定区分	改正前	**改正後**	増減
単一建物１人	509単位	**516単位**	＋7単位
単一建物２～９人	485単位	**486単位**	＋1単位
単一建物10人以上	444単位	**440単位**	▲4単位

【歯科衛生士による居宅療養管理指導費（月４回まで）】

算定区分	改正前	**改正後**	増減
単一建物１人	356単位	**361単位**	＋5単位
単一建物２～９人	324単位	**325単位**	＋1単位
単一建物10人以上	296単位	**294単位**	▲2単位

【新型コロナ対応のための特例的評価】

2021年９月30日までの間は、上記の居宅療養管理指導費について、それぞれの所定単位数の1000分の1001に相当する単位数を算定する。（告示附則第11条）
※小数点以下の端数処理の結果１単位未満となるものは、１単位に切り上げて算定する。

【文書様式・診療情報提供書】

医療保険の歯在管、訪衛指、実地指の内容を参考に、新たな様式となる。厚生労働省ホームページの「令和３年度介護報酬改定について」のページを参照。

2．診療報酬

●コロナ特例

【乳幼児感染予防策加算】

・**55点**（2020年12月15日～2021年９月末）
　28点（2021年10月～2022年３月末の予定）
・６歳未満の乳幼児に対して、感染予防策を講じて外来診療を行った場合、初診・再診ごとに「乳幼児感染予防策加算」を算定できる。
・算定にあたっては、「小児の外来診療におけるコロナウイルス感染症2019（COVID-19）診療指針」を参考に感染予防策を講じた上で、保護者に説明し同意を得る。

【歯科外来等感染症対策実施加算】

・**５点**（2021年４月～９月末）
・初診料、再診料、歯科訪問診療料を算定するごとに算定できる。
・訪問歯科衛生指導料を単独で算定する場合も、その都度算定できる。
・乳幼児感染予防策加算との併算定もできる。
・電話再診、オンライン診療の場合は算定不可。
・算定にあたっては、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き・第４版」等を参考に、▼全ての患者の診療において、必要な個人防護具を着用し、感染防止に十分配慮して対応する、▼新型コロナの感染予防策に関する職員研修を行う、▼施設等の運用について、感染防止に資するよう変更等の検討を行う、等の感染症対策を講じることとなっている。

【新型コロナ歯科治療加算】

・**298点**（2021年４月～９月末の予定）
・新型コロナ陽性患者で宿泊療養を行っている患者に対し、歯科治療の延期が困難で実施した場合、算定できる。
・電話再診、オンライン診療の場合は算定不可。

●貴金属随時改定Ⅰ

・金パラ告示価格（１グラム）：改定前2450円→**改定後2668円**（変動率8.9％）
・銀合金第１種、14カラット金合金等も改定される。

●施設が算定する口腔関連の介護報酬

項目	単位	対象施設（★は介護予防含む）	
口腔衛生管理体制加算	30単位／月	〈居住系サービス〉	特定施設入居者生活介護★ 地域密着型特定施設入居者生活介護★ 認知症対応型共同生活介護★
		〈施設系サービス〉 **→廃止し基本サービスに**	~~介護療養型医療施設~~ ~~介護老人福祉施設~~ ~~介護老人保健施設~~ ~~地域密着型介護老人福祉施設~~ ~~介護医療院~~
口腔衛生管理加算（Ⅰ） 口腔衛生管理加算（Ⅱ）**新設**	90単位／月 110単位／月	〈施設系サービス〉	介護療養型医療施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護医療院
口腔機能向上加算（Ⅰ） 口腔機能向上加算（Ⅱ）**新設**	150単位／月 160単位／月	〈通所系・居住系・多機能型サービス〉	通所介護 地域密着型通所介護 療養通所介護 認知症対応型通所介護★ 通所リハビリテーション★ 小規模多機能型居宅介護★ 看護小規模多機能型居宅介護 特定施設入居者生活介護★ 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護★
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）**新設** 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）**新設**	20単位／回 ５単位／回		
経口移行加算	28単位／日	〈施設系サービス〉	介護療養型医療施設 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 地域密着型介護老人福祉施設 介護医療院
経口維持加算（Ⅰ） 経口維持加算（Ⅱ）	400単位／月 100単位／月		

勤務先変更や住所変更等は本会にご連絡を！

「勤務先の変更」や「自宅住所」、「電話番号」等の変更がございましたら、お手数ですが本会事務局までご連絡ください。

【電　話】
011-231-6281

News Letter
配信サービスのご利用を！

ウィークリーニュースをEメールでお届けします

本会では「北海道保険医新聞」を発行し、医療情報をはじめ、さまざまな情報を会員の皆様にお伝えしておりますが、より迅速に情報をお伝えすることを目的に、**「北海道保険医会News Letter」**を配信しております。
配信は無料、週2回（月・木）配信いたします。

○申込方法　お名前と配信希望の旨をEメールにてお知らせください
Eメール（info@h-hokenikai.com）

法律相談窓口のお知らせ

北海道保険医会では会員のみなさまからの法律相談を受け付ける「法律相談窓口」を設置しています。
相談内容は公私にわたるどのような件でも結構です。ご相談のお申し込みは、保険医会事務局で受け付けます。会員資格を確認して、お取り次ぎします。
※ご相談は無料ですが、継続して相談、事件として依頼することとなった場合は、相談者が同弁護士と改めてご契約していただきます。

本会顧問弁護士　中村　誠也　氏
（中村淺松法律事務所所長）

【取扱分野】金銭・不動産などの民事事件、相続・夫婦・家庭事件、会社法務・倒産などの会社事件、刑事事件全般を取り扱う。特に大型消費者事件、医療事件、医療事故事件（患者、医師双方の立場からの事件）など。